

| 対象      | 調査項目           |                | 調査方法  | 調査地域・調査地点   | 調査期間等  |   |   |
|---------|----------------|----------------|---|---|--|---|---|
| 大気質     | 地上気象           | 風向             | 「地上気象観測指針」(平成14年気象庁)及び「環境大気常時監視マニュアル第4版」に定める方法  | 1.調査地域<br>事業の実施により大気質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域内1地点とする。 | 1.調査時期及び回数<br>1年間の通年   |   |   |
|         |                | 風速             |   |   |  |   |   |
|         |                | 気温             |   |   |  |   |   |
|         |                | 湿度             |   |   |  |   |   |
|         |                | 日射量            |   |   |  |   |   |
|         |                | 放射収支量          |   |   |  |   |   |
|         | 上層気象           | 風向             | 「高層気象観測指針」(平成16年気象庁)に定める方法                      | 1.調査地域<br>地上気象と同じとする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域又はその周辺1地点とする。                                      | 1.調査時期及び回数<br>年間の気象の状況を代表する時期として4季<br>2.調査期間<br>7日間連続(1日8回放球)      |   |   |
|         |                | 風速             |   |   |  |   |   |
|         |                | 気温             |   |   |  |   |   |
|         | 一般環境大気質        | 窒素酸化物(NOx)     |   | 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月環告第38号)に定める方法   | 1.調査地域<br>地上気象と同じとする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域内1地点及びその周辺の住宅地付近4地点とする。 | 1.調査時期及び回数<br>年間の大気の状態を代表する時期として4季<br>2.調査期間<br>7日間連続 |   |
|         |                | 硫酸酸化物(SOx)     |   | 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月環告第25、35号)に定める方法   |  |   |   |
|         |                | 浮遊粒子状物質(SPM)   |   |   |  |   |   |
|         |                | 微小粒子状物質(PM2.5) |   | 「微粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月環告第33号)に定める方法   |  |   |   |
|         |                | 有害物質           | 塩化水素  |   |  |   | 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年3月環境省)及び「大気汚染物質測定法指針」(昭和62年環境庁)に定める方法              |
|         |                |                | 水銀  |   |  |   | 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」(平成23年3月環境省)に定める方法                                       |
|         |                |                | ダイオキシン類   |   |  |   | 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月環告第68号)に定める方法 |
| 沿道環境大気質 | 窒素酸化物(NOx)     |                | 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月環告第38号)に定める方法         | 1.調査地域<br>地上気象と同じとする。<br>2.調査地点<br>資材運搬等の車両及びごみ収集車両等の主要な走行経路上の3地点とする。                         |  |   |   |
|         | 浮遊粒子状物質(SPM)   |                | 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月環告第25、35号)に定める方法       |   |  |   |   |
|         | 微小粒子状物質(PM2.5) |                | 「微粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月環告第33号)に定める方法 |   |  |   |   |
|         | 炭化水素           |                | 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」(昭和52年3月環大企第61号)に定める方法    |   |  |   |   |

| 対象      | 調査項目           |      | 調査方法   | 調査地域・調査地点  | 調査期間等  |
|---------|----------------|------|--|--|--|
|         | 降下ばいじん         |      | デポジットゲージ又はダストジャーによる捕集法                                   | 1.調査地域<br>地上気象と同じとする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域内1地点及び及び沿道環境大気質と同じ3地点とする。                               | 1.調査時期及び回数<br>年間の大気の状態を代表する時期として4季<br>2.調査期間<br>30日間連続 |
|         | 道路交通の状況        | 交通量  | 車種別、方向別にカウンターにて計数する方法                                    | 1.調査地域<br>地上気象と同じとする。<br>2.調査地点<br>沿道環境大気質と同じ3地点とする。   | 1.調査時期及び回数<br>平日・休日の各1日<br>2.調査期間<br>24時間連続            |
|         |                | 走行速度 | 1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法                         |  | 1.調査時期及び回数<br>任意の時期に1回                                 |
| 道路構造    | 目視及びメジャーを用いる方法 |      |  |  |  |
| 騒音・低周波音 | 環境騒音           |      | 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月環告第64号）に定める方法                     | 1.調査地域<br>事業の実施により環境騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域の敷地境界4地点とする。 | 1.調査時期及び回数<br>平日・休日の各1日<br>2.調査期間<br>24時間連続            |
|         | 道路交通騒音         |      |  | 1.調査地域<br>事業の実施により道路交通騒音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。<br>2.調査地点<br>沿道環境大気質と同じ3地点とする。  |  |
|         | 低周波音           |      | 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年環境庁）に定める方法                     | 1.調査地域<br>事業の実施により低周波音への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。<br>2.調査地点<br>環境騒音と同じ敷地境界4地点とする。   |  |
|         | 環境振動           |      | 「振動レベル測定法」（JIS Z8735）及び「振動規制法施行規則」（昭和51年、総理府令第58号）に定める方法 | 1.調査地域<br>事業の実施により環境振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。<br>2.調査地点<br>環境騒音と同じ敷地境界4地点とする。   | 1.調査時期及び回数<br>平日・休日の各1日<br>2.調査期間<br>24時間連続            |

| 対象   | 調査項目         |  | 調査方法   | 調査地域・調査地点  | 調査期間等                                      |
|------|--------------|--|--|--|--|
| 振動   | 道路交通振動       |  |  | 1.調査地域<br>事業の実施により道路交通振動への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。<br>2.調査地点<br>沿道環境大気質と同じ3地点とする。  |  |
|      | 地盤卓越振動数      |  | 「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年、国土技術政策総合研究所資料第714号)に定める測定方法(大型車の単独走行時10台分)   | 1.調査地域<br>道路交通振動と同じとする。<br>2.調査地点<br>沿道環境大気質と同じ3地点とする。   | 1.調査時期及び回数<br>平日・休日の各1日<br>2.調査期間<br>任意の期間 |
| 悪臭   | 特定悪臭物質(22物質) |  | 「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和47年環境庁告示第9号)、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)及び「埼玉県生活環境保全条例施行規則別表14備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」(平成14年埼玉県告示第604号)に定める方法 | 1.調査地域<br>事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域の敷地境界2地点(風上・風下)及び対象事業実施区域周辺の住宅地付近4地点(一般環境大気質の調査地点と同じ) | 1.調査時期及び回数<br>夏季・冬季各1回                     |
|      | 臭気指数(臭気濃度)   |  |  |  |  |
| 水質   | 生活環境項目       | 生物化学的酸素要求量(BOD)  | 「水質調査方法」(昭和46年環境庁)、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環告第59号)、その他環境省の告示又は通知に定める方法、並びに工場排水試験方法(JIS K 0102)に定める水温の調査方法                      | 1.調査地域<br>事業の実施により水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事時及び供用時の排水の流入が考えられる地域とする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域からの排水の流入が考えられる河川・水路2地点            | 1.調査時期及び回数<br>4季各1回                        |
|      |              | 化学的酸素要求量(COD)  |  |  |  |
|      |              | 浮遊物質(SS)   |  |  |  |
|      |              | 全窒素及び全燐  |  |  |  |
|      |              | 水温   |  |  |  |
|      |              | 水素イオン濃度(pH)  |  |  |  |
|      |              | 溶存酸素量(DO)  |  |  |  |
| 健康項目 | 有害物質(27項目)   |  | 1.調査時期及び回数<br>夏季・冬季各1回   |  |  |
|      | ダイオキシン類      | 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月環告第68号)に定める方法 |  |  |  |
|      | 濁水の状況        | 濁度   | 「水質調査方法」(昭和46年環水管第30号)、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環告第59号)等に定める方法  | 1.調査時期及び回数<br>降雨時2回  |  |
|      |              | 浮遊物質(SS)   |  |  |  |

| 対象 | 調査項目    |  | 調査方法  | 調査地域・調査地点  | 調査期間等                         |
|----|---------|--|---|--|-------------------------------|
|    |         | 電気伝導率 (EC)                                     |   |  |                               |
|    |         | 水素イオン濃度 (pH)                                   |   |  |                               |
|    | 土壌沈降試験  | 粒度組成<br>沈降分析                                   | 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月環告第59号)に定める方法   | 1.調査地域<br>事業の実施により水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事時及び供用時の排水の流入が考えられる地域とする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域内2地点  | 1.調査時期及び回数<br>1回              |
| 底質 | 有害物質    | 「底質調査方法について」(昭和63年環水管第127号)その他環境省の告示又は通知に定める方法 | 1.調査地域<br>事業の実施により水質への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事時及び供用時の排水の流入が考えられる地域とする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域からの排水の流入が考えられる河川・水路2地点 |  |                               |
| 土壌 | 環境基準項目  |  | 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)に定める方法   | 1.調査地域<br>事業の実施により土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域内1地点とする。(掘削等の土工が想定される範囲) | 1.調査時期及び回数<br>任意の時期に1回        |
|    | ダイオキシン類 |  | 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月環告第68号)に定める方法   | 1.調査地域<br>事業の実施により土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域内1地点及びその周辺4地点とする。        |                               |
| 地象 | -       |  |   |  |                               |
|    | 哺乳類     |  | 直接観察<br>フィールドサイン法<br>トラップ法<br>無人撮影法   | 1.調査地域<br>対象事業実施区域及びその周辺200mの範囲を基本とする。<br>2.調査地点<br>調査地域全域とする。<br>無人撮影装置及び小型哺乳類を対象としたトラップは、樹林、草地に設置する。       | 1.調査時期及び回数<br>春季・夏季・秋季・冬季の各1回 |

| 対象 | 調査項目 | 調査方法   | 調査地域・調査地点  | 調査期間等                             |
|----|------|--|--|-----------------------------------|
| 動物 | 鳥類   | 任意観察<br>ラインセンサス法<br>定点観察法                        | 1.調査地域<br>対象事業実施区域及びその周辺200mの範囲を基本とする。<br>2.調査地点<br>調査地域全域とする。   | 1.調査時期及び回数<br>春季・繁殖期・夏季・秋季・冬季の各1回 |
|    | 猛禽類  | 定点観察法  | ラインセンサス法及び定点観察の調査地点等は、対象事業実施区域内側及び外側とし、種々の環境を網羅する2ルート及び2定点とする。   | 1.調査時期<br>繁殖期2期                   |
|    | 爬虫類  | 目視観察<br>任意採集                                     | 1.調査地域<br>対象事業実施区域及びその周辺200mの範囲を基本とする。<br>2.調査地点<br>調査地域全域とする。   | 1.調査時期及び回数<br>早春季・春季・夏季・秋季の各1回    |
|    | 両生類  |  |  |                                   |
|    | 昆虫類  | 目視観察<br>任意採集<br>トラップ法                            | 1.調査地域<br>対象事業実施区域及びその周辺200mの範囲を基本とする。<br>2.調査地点<br>調査地域全域とする。<br>トラップは、樹林、草地に設置する。  | 1.調査時期及び回数<br>春季・初夏・夏季・秋季の各1回     |
|    | 魚類   | 捕獲調査   | 1.調査地域<br>事業の実施により水生生物の生息環境の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事時及び供用時の排水の流入が考えられる地域とする。<br>2.調査地点<br>対象事業実施区域からの排水の流入が考えられる河川・水路2地点 | 1.調査時期及び回数<br>春季・夏季・秋季・冬季の各1回     |
|    | 底生生物 | 任意採集   |  |                                   |
| 植物 | 植物相  | 調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物種を記録する方法とする。            | 1.調査地域<br>対象事業実施区域及びその周辺200mの範囲を基本とする。   | 1.調査時期及び回数<br>早春季・春季・夏季・秋季の各1回    |
|    | 植生   | 主要な植物群落に調査地点を設定し、ブラウン-ブランケ法の全推定法による群落コドラート調査を行う。 | 2.調査地点<br>調査地域全域とする。   |                                   |

| 対象         | 調査項目                     |                           | 調査方法                 | 調査地域・調査地点  | 調査期間等                         |  |
|------------|--------------------------|---------------------------|----------------------|--|-------------------------------|--|
| 生態系        | —                        |                           | 動物、植物の調査結果を整理することで行う |  |                               |  |
| 景観         | 主要な眺望景観                  |                           | 現地調査<br>写真撮影         | 1.調査地域<br>主要な眺望景観に対する影響が想定される地域とし、土地利用、地形等を考慮し設定する。<br>2.調査地点<br>調査地域のうち、不特定多数の人が利用する眺望地点のうち、地物による遮蔽が少なく、対象事業実施区域が比較的広範囲で視認できる地点とする。 | 1.調査時期及び回数<br>春季・夏季・秋季・冬季の各1回 |  |
| 自然とのふれあいの場 | 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等 |                           | 現地調査                 | 1.調査地域<br>自然とのふれあいの場に対する影響が及ぶおそれがあると想定される地域とする。<br>2.調査地点<br>調査地域のうち、適切かつ効果的に自然とのふれあいの場が把握できる地点とする。                                  | 1.調査時期及び回数<br>春季・夏季・秋季・冬季の各1回 |  |
|            | 自然とのふれあいの場の利用状況          |                           |                      |  |                               |  |
|            | 自然とのふれあいの場への交通手段の状況      |                           |                      |  |                               |  |
| 史跡・文化財     | —                        |                           | 文献による調査とする           |  |                               |  |
| 日照阻害       | 日影の状況                    |                           | 現地調査<br>写真撮影         | 1.調査地域<br>冬至日において、日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。<br>2.調査地点<br>冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。                       | 1.調査時期及び回数<br>冬至日又はその前後の時期に1回 |  |
|            | その他                      | 日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況   |                      |  |                               |  |
|            |                          | 住宅、病院、農耕地等土地利用の状況         |                      |  |                               |  |
| 電波障害       | 電波の受信状況                  |                           | 電界強度測定車による路上調査       | 1.調査地域<br>施設が存在により、電波受信に影響が及ぼすおそれがあると認められる地域とする。<br>2.調査地点<br>施設が存在により、電波受信への影響予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。                  | 1.調査時期及び回数<br>1回              |  |
|            | その他                      | 電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況 |                      |  |                               |  |
|            |                          | 住宅等の分布状況                  |                      |  |                               |  |
|            |                          | 電波受信の方法                   |                      |  |                               |  |
| 廃棄物等       | —                        |                           | 現地調査は行わず、予測・評価のみ行う   |  |                               |  |
| 温室効果ガス等    | —                        |                           | 現地調査は行わず、予測・評価のみ行う   |  |                               |  |